

職員による児童発達支援事業所の自己評価結果(公表)

公表:令和 7年 3月 12日

事業所名 児童デイサービスあおねっと新青森

	チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	1 利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	○		・児童に合わせたレイアウト変更や長期休暇時はパーテーションの使用や、屋外活動を実施して工夫している。	・普段は適切と感じる。長期休暇時は少し手狭に感じる。
	2 職員の配置数は適切である	○		・児童1人に対して職員1人を配置する事ができている。 ・国が定めた配置基準人数より多い配置になっている。 ・同性介護の為、排泄支援などで職員がルームを離れる際は、お互いのルーム間で職員を調整するなど、声を掛け合っている。	
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	○		・玄関、建物内はすべてバリアフリーで、車いすやバギーでも容易に移動ができる。 ・児童が理解しやすいように構造化して、活動内容に合わせた環境作りと安心して過ごせる空間になるように努力をしている。 ・一人ひとり個々の特性に応じたスケジュールや教材等を作成して使用している。	・構造化された環境づくりについては今後さらに充実することが期待されると思う。
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	○		・各活動によりエリア分けされ、感染症対策の継続(換気・温湿度管理・毎日の清掃と消毒)によって衛生的で過ごしやすい環境になっている。また、消毒・清掃個所をチェック表で確認することで不備のないようにしている。 ・毎月実施する危険個所の点検で環境を整備し児童たちが快適で気持ちよく過ごせるようにしている。	
業務改善	5 業務改善を進めるためのPDCAサイクル(目標設定と振り返り)に、広く職員が参画している	○		・毎月の職員会議にて事業所評価の確認を行い、業務の振り返りと改善に向けた目標設定をしている。	
	6 保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	○		・職員会議にて保護者の評価表を確認するとともにニーズや意見を取り入れられるように皆で話し合い業務改善とサービスの質の向上に努めている。 ・保護者の意見を集約し、改善目標を確認。改善に取り組んでいる。	
	7 事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	○		・毎年評価を実施しており、ホームページ上に公開している。 ・事業所評価は自己評価での改善点や保護者からの意見も踏まえた改善目標を決定し、フィードバックの機会も設けて事業所のサービスの向上や業務改善に努めている。	
	8 第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	○		・オンズパーソンに来所していただき、指摘のあった事項に関してはすぐに改善している。第三者による外部評価も定期的に実施しており、事業所評価と同じく改善項目に取り組んでいる。	
	9 職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	○		・毎年、職員全員に個人別に研修計画を策定しており、職員のジョブグレードに該当する研修の他にも職員が学びたい研修を受講できるように研修案内を呈欄している。 ・感染症対策開始以降、オンラインやWEB参加が多いが、研修の機会は確保しており、今年度は集合研修にも参加できている。	
	10 アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	○			
	11 子どもの適応行動の状況を把握するために、標準化されたアセスメントツールを使用している	○		・初期アセスメントの他、利用開始後は太田ステージ、S-M社会生活能力検査、フレームワークを使った個別のアセスメント等のツールを使用している。また、病院での発達検査の結果も参考にしている。	・ツールを使用し、結果をどう活かすかが課題。

12	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	○			
13	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	○		・会議にて各職員が児童、個々の個別支援計画書を確認しながら目標達成に向けて統一した支援になるように取り組んでいる。また、各ケース担当が個別支援計画書に沿った個別課題実施表を作成しており、利用日ごとに個別課題の内容を明確にする事でケース担当以外の職員が支援に入った時でも支援内容に相違がないように努めている。	
14	活動プログラムの立案をチームで行っている	○		・年間行事については、行事終了後に児童や職員の感想を反映させた行事報告書を作成しており、報告書をフィードバックさせながら、職員で話し合い作成している。 ・毎日の活動は月に一度、集団活動ミーティングを実施して話し合い、プログラムを決めている。	
15	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	○		・行事や製作活動では季節の活動が設定されて固定化しないようにしている。毎日のプログラムはスケジュールを組む職員が決める状況もあるが、同じプログラムにならないように毎日変えている。	
16	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	○		・ガイドラインの本人支援に沿い「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」の5領域を個別支援計画書に個別活動と集団活動の目標を組み込み作成している。	
17	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	○		・朝会や、当日配置された各ルームの職員にてルームごとに支援内容や役割分担を確認している。非常勤職員も確認できるように連絡ノートにて全職員が連絡事項などを確認して把握している。	
18	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	○		・夕会で毎日、支援のフィードバックをして支援の振り返りをしている。また、「にこりほっと」として1日を通じて感じたこと（児童ができることが増えた、職員の支援がうまくできた等）を職員で共有している。	・現場での気付きや、次の支援につなげる意識の向上が求められると思う。
19	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	○		・支援の内容（個別・集団・余暇・生活）や連絡帳の保護者からの申し送り事項など毎日、記録している。 ・車いすの児童の身体保持ベルトの使用状況についても記録している。毎日の記録をとることで明確化された児童の行動等は個別支援会議を開き、原因説明・支援方法の検討、検証に繋げている。	
20	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	○		・法で定められた期間、あるいは本人の置かれた環境に変化があった場合等、個々にモニタリングを行い、計画書と現状の支援の状況や目標達成度について評価をしている。	
21	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	○			・ケース担当職員も参画できるとなると良いと思う。
22	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	○		・町村の1,6,3歳幼児健診に参加しており、自治体の母子保健事業と連携している。	
23	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	/	/		・現在、医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある未就学児童利用していない。
24	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障がいのある子ども等を支援している場合) 子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	/	/		・現在医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある未就学児童は利用していない。

関係機関や保護者との連携	25	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚園)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		・必要に応じて児童の様子や支援内容等の情報共有を行っている。要請があれば担当者会議等への出席も行っている。		
	26	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	○		・必要に応じて児童の様子や支援内容等の情報共有を行っている。要請があれば移行支援会議への出席も行っている。		
	27	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	○				
	28	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会がある		○		・児童館との交流などは以前からの課題となっている為、取り組みを再開したいと思っている。	
	29	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども子育て会議等へ積極的に参加している	○			・自立支援協議会は児童部会に活動がなく参加していないが、新しく発足した発達支援事業所連絡会へ参加している。	
	30	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	○			・モニタリング時や連絡帳、送迎時や登降所時、電話等で保護者の相談に応じている。また、特別な相談には時間を確保して対応している。	
	31	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている		○		・今年度は行っていないが、次年度より取り組む予定となっている。	
保護者への説明責任等	32	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	○			・利用契約時に口頭と文書にて丁寧に伝えていく。質問事項などを確認していただいたうえで署名と捺印をしていただいている。 ・運営規定、重要事項説明書は誰でも手に取って見れるように玄関にも開示している。	
	33	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	○			・保護者と本人のニーズ、個別支援計画の支援内容、達成度や変更、方向性についてお話をしたうえで作成した計画を郵送し、署名・捺印をもって同意を得ている。	
	34	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	○			・モニタリングの場だけではなく迎いの来所時、連絡帳への記載など相談などがあれば物理的、心理的にも安心してもらう為にも保護者に寄り添いながら助言するように努めている。	・助言や支援が適切なものになるように、職員の知識、経験、専門性を積み重ねる必要がある。
	35	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している		○			・今年度は開催できなかった。次年度日時未定だが、開催予定。
	36	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	○			・苦情や相談については解決に向けた体制を整備しており、苦情受付者・解決者を事業所の玄関に提示し、相談や申し入れがあった時は迅速に対応している。ま ・なんでも相談ボックスも設置しており、新規契約時にも事業所、法人、セーフティネットワーク等、相談や苦情も受付先を説明している。	
	37	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	○			・毎月、事業所の活動概要や次月の行事予定などを写真付きで記載した広報誌を発行している。保護者・関係機関への配布、法人ホームページでの公開、地域住民へは回覧板にて見せていただいている。	
	38	個人情報の取扱いに十分注意している	○				
	39	障がいのある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	○				

	40	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	○		・今年度は地域交流も兼ねて近隣の学校を借用し、法人内B型事業所と合同でお祭りを開催することができた。	
非常時等の対応	41	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	○			
	42	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	○		・避難訓練を毎月実施している。曜日や内容(地震・火災・津波・河川氾濫・土砂災害・事故対応・不審者対応等)を毎回変え、なるべく全児童が参加できるようにしている。 ・毎年、AEDを使用した救命講習を実施している。 ・行事でも防災用具(ヘルメットや防災頭巾)の正しい取り扱い方法を訓練している。	
	43	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	○		・アセスメント時に保護者からの聞き取りをしている。医師からはてんかんの座薬の指示書、服薬等は保護者から与薬依頼書をいただいている。内服薬に変更があった時は書面でいただいたり、連絡帳を通してお知らせいただき、職員間で共有している。	
	44	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	/	/		・現在、医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある未就学児童利用していない。
	45	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	○		・ヒヤリハットに関しては、毎月の会議にて事例をあげ、周知・共有・対応等の話し合いを行っている。 ・インシデント報告書を作成して原因を検証するとともに、全職員で呈欄、会議で共有して再発防止に努めている。	
	46	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	○		・外部研修への参加の他、1年に1回、事業所内の内部研修で虐待防止研修を実施している。また、密室になりやすい場所には虐待の区分や通報義務の文書を掲示することで職員に意識付けをしている。 ・毎月セルフチェックを実施して行動を振り返る機会をもっている。	
	47	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	○		・現在、医療的ケアが必要な児童や重症心身障がいのある未就学児童利用していない。 ・必要に応じてマニュアルに沿って身体拘束検討会議の開催や個別支援計画書への記載、利用時のケース記録など適切に対応している。	

保護者等からの児童発達支援事業所評価の集計結果(公表)

公表:令和 7年 3月 12日

事業所名 児童デイサービスあおねっと新青森

保護者等数(児童数) | 回収数 | 割合 100 %

	チェック項目	評価				ご意見	ご意見を踏まえた対応
		はい	どちらとも いえない	いいえ	わからない		
環境・ 体制整備	1 子どもの活動等のスペースが十分に確保されているか	1					
	2 職員の配置数や専門性は適切であるか	1					
	3 生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境*1になっているか。また、障がいの特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされているか	1					
	4 生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっているか。また、子ども達の活動に合わせた空間となっているか	1					
適切な 支援の 提供	5 子どもと保護者のニーズや課題が客観的に分析された上で、児童発達支援計画*2が作成されているか	1					
	6 児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援(本人支援及び移行支援)」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されているか	1					
	7 児童発達支援計画に沿った支援が行われているか	1					
	8 活動プログラム*3が固定化しないよう工夫されているか	1					
	9 保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障がいのない子どもと活動する機会があるか				1		・児童館との交流などは課題となっておりましたので取り組みを検討したいと思っております。
保護者 への 説明等	10 運営規定、利用者負担等について丁寧な説明がなされたか	1					
	11 児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明がなされたか	1					
	12 保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング*4等)が行われているか			1			・今年度は行っておりませんが、次年度より取組予定となっております。
	13 日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの健康や発達の状況、課題について共通理解ができているか	1					
	14 定期的に、保護者に対して面談や、育児に関する助言等の支援が行われているか	1					
	15 父母の会の活動の支援や、保護者会等の開催等により保護者同士の連携が支援されているか			1			・今年度の保護者会は開催いたしませんでしたが、次年度日時未定ですが開催予定です。
16 子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制が整備されているとともに、子どもや保護者に周知・説明され、相談や申入れをした際に迅速かつ適切に対応されているか	1						

	17	子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮がなされているか					
	18	定期的に会報やホームページ等で、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報や業務に関する自己評価の結果を子どもや保護者に対して発信されているか					
	19	個人情報の取り扱いに十分注意されているか					
非常時等の対応	20	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアルを策定し、保護者に周知・説明されているか。また、発生を想定した訓練が実施されているか。					
	21	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出、その他必要な訓練が行われているか					
満足度	22	子どもは通所を楽しみにしているか					
	23	事業所の支援に満足しているか				・直接活動の様子を見る事はできませんが、詳細を連絡帳で伝えて下さるので、頑張っている様子がイメージできて嬉しいです。	・見学をご希望の際は、お問い合わせいただければ対応いたします。今後も児童が安心して楽しく通えるよう、ご家族様のご協力を頂きながら支援していきますので、宜しくお願いいたします。

*1 この部屋で何をするのかを示せるように、机や本棚の配置など、子ども本人にわかりやすくすることです。

*2 児童発達支援を利用する個々の子どもについて、その有する能力、置かれている環境や日常生活全般の状況に関するアセスメントを通じて、総合的な支援目標及び達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、支援を提供する上での留意事項などを記載する計画のことです。これは、児童発達支援センター又は児童発達支援事業所の児童発達支援管理責任者が作成します。

*3 事業所の日々の支援の中で、一定の目的を持って行われる個々の活動のことです。子どもの障がい特性や課題、平日／休日／長期休暇の別等に応じて柔軟に組み合わせて実施されることが想定されています。

*4 保護者が子どもの行動を観察して障がいの特性を理解したり、障がいの特性を踏まえた褒め方等を学ぶことで、子どもが適切な行動を獲得することを目標としています。